

産業構造審議会知的財産分科会「審査品質管理小委員会」の設置について

平成26年9月10日

特許庁

1. 背景

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化の展開、知的財産権制度の国際化・国際調和が進む中、知的財産権の創造・活用・保護が国内のみならず海外においても円滑に確保され、実効的な意義をもつことができるよう、特許・意匠・商標に係る審査について、迅速化・効率化のみならず、その品質のさらなる充実を図ることが喫緊の課題となっている。特許庁では、従来から品質管理に係るガイドラインの策定、「品質管理官」の設置、個別の審査結果に対するサンプルチェックの導入などを通じて、品質の向上を図りつつ、特許法をはじめとする法令及び審査基準に則り、適切な審査の実施に努めてきたところである。

しかし、「世界最高品質の審査」の実現を図るという観点からは、特許庁における特許・意匠・商標の審査に係る品質管理について、内部の取組を一層強化するだけでなく、品質管理の実施状況、実施体制等について客観的な評価をいただき、それを内部の取組に反映して行くことが求められる。

そこで、今般、外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を新たに産業構造審議会知的財産分科会に設置することとしたものである。

<参考1> 産業構造審議会知的財産分科会「とりまとめ」(平成26年2月24日)[抜粋]
第3章 具体的な課題と取組み

・「世界最速・最高品質」の審査の実現

…また、特許審査の品質を測るための総合的な評価指標を2014年度中に定め、これを用いて、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて品質管理を強化する。あわせて、品質管理の実施状況及び実施体制を客観的に評価する会議体を、実務者や学識経験者等の参画を得て、2014年度の早期に設置する。

<参考2> 「「日本再興戦略」改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)[抜粋]

3. ii) ②国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。…

2. 「審査品質管理小委員会」における審議事項等

本小委員会においては、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかどうかなど、品質管理の実施体制、実施状況等について検証・評価を通じ、特許庁の品質管理向上に向けた提言等を行っていただく。

そこで、特許庁における品質管理の実施体制、実施状況等に関する評価項目及び評価基準の作成にまず着手していただき、その後、当該評価項目及び評価基準に基づく評価を通じた品質管理の実施体制、実施状況等に関する改善点の提言を行っていただく。

3. スケジュール

第1回（9月10日）

- 評価項目／評価基準の仮案についての審議

第2回（12月下旬～1月）

- 評価項目／評価基準の仮案による仮評価
- 仮評価を通じた品質管理体制の改善点について審議、提言
- 評価項目／評価基準の仮案の改善点について審議、提言

第3回以降（3月下旬）

- 改善点の提言に対する特許庁の審査品質管理施策への反映状況の確認
- 評価項目／評価基準に基づく最終評価
- 特許庁の品質管理についての総評